

第4章

施策の展開



基本目標 1

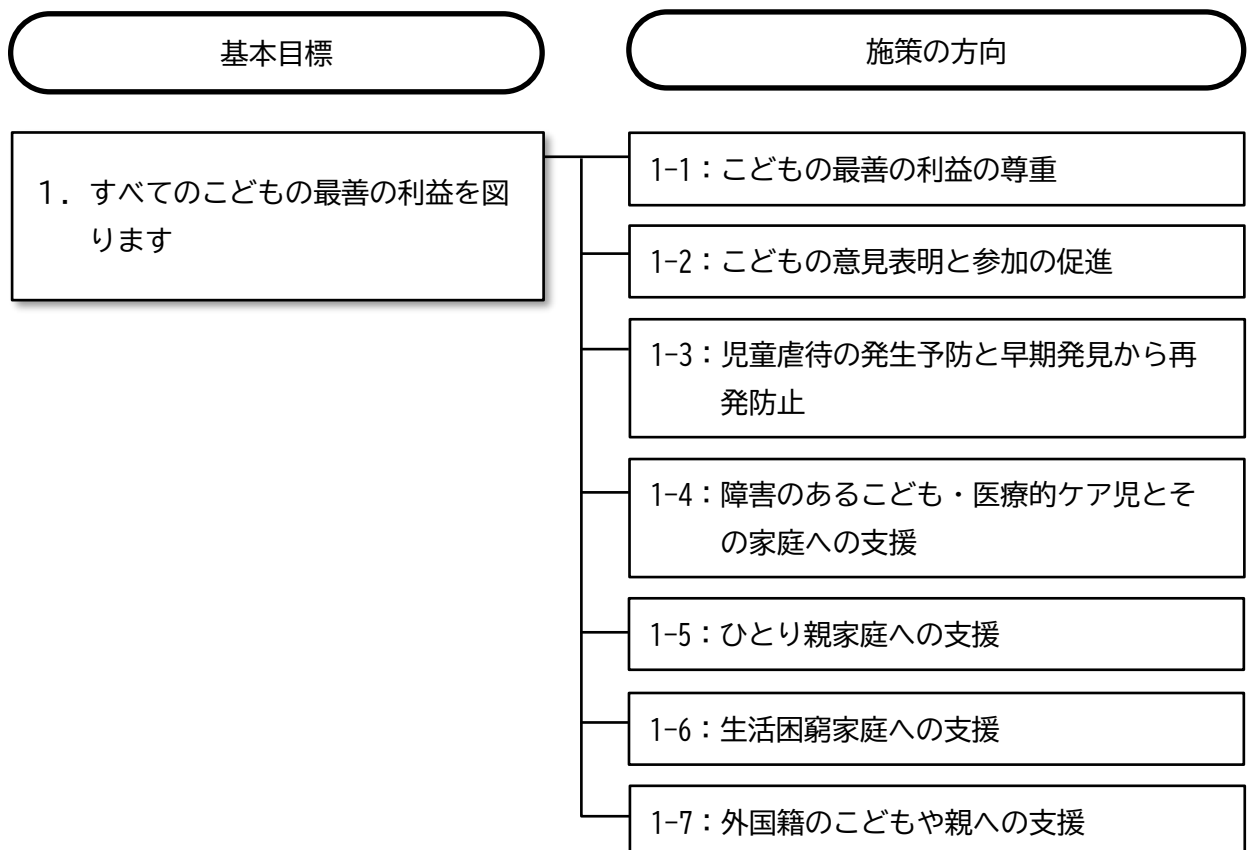
すべてのこどもの最善の利益を図ります

●現状と課題

一人ひとりのこどもが健やかに育つためには、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」などがいかなる状況にあっても等しく尊重され、保障されなければなりません。

本市の基本理念である『「すべてのこどもが健やかに育つまち やちよ」をめざして』の実現に向け、こどもが暮らす様々な場面でこどもの最善の利益が図られるよう、家庭教育などを通して親の子育てを支援し、地域ぐるみでこどもを見守り、子育て家庭の孤立を防ぐ体制を整備するとともに、社会全体でこどもの権利を守る視点を持ち、虐待の予防やいじめの早期発見、早期対応のための取組を推進します。

●施策体系



施策の方向 1-1

こどもの最善の利益の尊重

「こどもにとって一番良いこと（最善の利益）」は、こどもの権利が守られ、こどもの体や心、社会的な発達を保障することを目的としています。こどもの最善の利益が尊重されるために必要な基盤づくりを進めるとともに、こどもや大人がこどもの権利について理解を深められるよう啓発し、こども自身が自由に相談できる体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
1	こどもの権利に関する啓発の充実	こどもの権利についてホームページ等を活用し、普及啓発に取り組みます。	子育て支援課
2	スクールカウンセラー等による相談の実施	千葉県の配置により、臨床心理に関し専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等が、児童・生徒の相談に応じ、サポートします。	指導課
3	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者）の把握に努めるとともに、包括的、計画的な支援を実施するため、教育、高齢者福祉、障害福祉、介護、医療等の多機関と連携した支援体制を構築します。	子ども福祉課 （子ども相談センター） 福祉総合相談課
4	八千代市第2次のち支えるまちづくりプランに基づくこども・若者の自殺対策	こどもや若者が悩んだ時に相談ができたり、助けを求める声を上げることができるよう、福祉、保健、教育部門等それぞれが連携を強化し、こどもの居場所づくりのほか、情報の普及啓発や年代に応じた相談体制の整備など、多面的支援に取り組みます。また、こどもの変化に気づいた保護者や地域の人々など、周囲の人からの相談を受ける体制や、それに基づき本人に働きかける連携体制の整備も推進します。	健康づくり課 障害者支援課
5	千葉県スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	公立小中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置により、自殺や犯罪等からこどもを守ります。	指導課
6	不登校相談窓口、リーフレットの作成・周知、八千代市スクールソーシャルワーカーの配置	不登校児童生徒への教育機会確保のため、関係機関の連携体制を確保します。	指導課
7	特別支援教育支援員・特別支援学級助員の配置	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境整備の充実に努めます。	指導課
8	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組の実施	「合同企業説明会」の共催・後援、「再就職支援セミナー」の主催・共催、地域就業相談室の運営協力を実施します。	商工観光課

No.	事業名	事業概要	担当課
9	児童生徒等のジェンダー平等の意識づくり	リーフレットやパネル等を活用し、ジェンダー平等について児童生徒が認識を持つきっかけを作ります。	企画経営課 (男女共同参画センター)
10	女性のための相談の実施及び各種相談窓口の周知	さまざまな悩みや不安を抱える若者及びその家族が利用できる相談業務を行うとともに、解決へとつなげる支援を行います。また、各種相談窓口の周知を図ります。	企画経営課 (男女共同参画センター)
11	八千代市健康まちづくりプラン（八千代市成育基本計画）の推進	ブレコンセプションケア等、成育医療等に関する取組を推進します。	母子保健課

施策の方向 1-2 こどもの意見表明と参加の促進

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、及び「その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。こどもたちの意見を施策や事業に反映させ、運営などへの参加の促進を図るとともに、こどもたちが必要な情報を得られるよう、情報提供体制の整備を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
12	子どもサミットの開催	子どもサミットを開催し、小中学生が地域の主役として活躍できる場を保障することで、こども自身が学校内外で豊かな人間関係をつくり、主体的かつ意欲的に行動する力を養います。	指導課（学校）
13	学校行事の企画への参加	児童会や生徒会活動などを通じ、こどもたちの考えを学校行事へ反映します。	指導課（学校）
14	こどもの社会参画・意見反映の推進	こども施策について、意見を表明する機会及び社会的活動の参画を推進します。	子育て支援課
15	こどもの広報活動への参加	広報やちよなどの広報活動に、こどもが主体的に参加できるよう推進します。	広報広聴課
16	こどもの意見を取り入れた事業等の促進	こどもに関する講座等の実施にあたり、こどもの意見を取り入れます。	生涯学習振興課 (公民館)
17	こどもに対する情報提供の充実	ホームページ等を活用し、こどもに向けた情報提供の充実を図ります。	子育て支援課
18	こどもアドボカシーの実現に向けた推進	こどもアドボカシーについての情報収集等を実施し、情報等を職員へ共有することでアドボカシーの力量向上を図ります。	子育て支援課

施策の方向 1-3

児童虐待の発生予防と早期発見から再発防止

虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報共有を図るとともに、それぞれが持つ機能を十分に発揮することで、適切な支援を提供できるよう、各機関の連携と機能の強化を図ります。また、虐待の早期発見、早期対応、再発防止のために、こどもに関わる機関や地域に対し、児童虐待防止の啓発活動を行います。

No.	事業名	事業概要	担当課
19	要保護児童対策地域協議会の機能強化	要保護児童対策地域協議会を活用した機関連携の仕組みと調整機関の機能強化に努めます。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
20	虐待に対する相談援助体制の充実強化	虐待に関する相談支援や対応が円滑に実施できるよう、職員の専門性を高めるための研修等の工夫を図るなど、虐待の相談援助体制の充実強化を図ります。また、相談に係る人員及び組織体制を実情に合わせて検討し、整備します。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
21	虐待防止対策	児童虐待の背景には、養育者の心身の状態、経済問題、こどもの特性など、様々な要因があることを踏まえ、実情を把握し、有効な福祉サービス等の資源につなげ、社会環境の調整を行います。妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を進める「子育て世代包括支援センター」などの相談窓口との連携により、虐待の未然防止や早期発見を図ります。また、具体的に体罰・暴言に頼らない対応について、子育て講座などを開催し、虐待防止に取り組みます。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
22	虐待予防の広報・啓発の充実	市の広報紙やポスター・リーフレット等により、虐待の防止や早期発見に関する広報・啓発を進めます。	子ども福祉課 (子ども相談センター)

施策の方向 1-4

障害のあるこども・医療的ケア児とその家庭への支援

心身に障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこども、そしてその家庭が地域で安心して暮らせるように、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、適切な支援を行います。

また、発達が気になるこどもを早期に発見し、支援が必要なこどもに適切なサービスを提供できるよう、相談や連携体制を整えます。

No.	事業名	事業概要	担当課
23	障害を抱えるこども及び家庭への支援	関係機関との連携強化を図り、各種障害福祉サービス等の給付など、障害を抱えるこども及び家庭に対する支援を行います。	障害者支援課
24	児童発達支援センターによる障害児支援	児童発達支援センター（ことばと発達の相談室含む）は、障害のあるこどもやその家庭への相談支援を図るとともに、発達に支援が必要なこどもを対象とした療育を行います。	障害者支援課 （児童発達支援センター）
25	関係機関の連携による障害児支援	児童発達支援センターにおける巡回施設支援や外来相談などの事業の周知を図るとともに、関係機関との連携による障害児支援を行います。	障害者支援課 （児童発達支援センター）
26	医療的ケアの受入体制（園児・児童・生徒）	医療的ケアを必要としているこどもの教育・保育の機会の確保に向けて、ニーズや地域資源の現状を踏まえた上で、保健、医療、福祉、教育等の関係者と連携を図り、必要な人員を確保するなど円滑な受入体制の構築を目指します。	子ども保育課 指導課
27	発達に課題のある園児への支援	発達に課題のある園児を早期に発見し、適切な療育につなげていくため、研修等を通じて保育職員の資質の向上を図るとともに、児童発達支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、定期的に巡回指導を活用していきます。	子ども保育課 （保育園）
28	保護者同士の交流や学習の支援	発達に支援が必要なこどもの保護者同士の交流や学習を支援します。	障害者支援課 （児童発達支援センター）
29	就学相談の実施（就学前児童）	障害のあるこどもや発達に支援が必要なこどもの小学校への就学にあたり、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな相談支援を行います。	障害者支援課 （児童発達支援センター）
30	就学相談の実施（児童・生徒）	発達が気になる児童・生徒や医療的ケアを必要とする児童・生徒の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな就学相談を行います。	指導課

No.	事業名	事業概要	担当課
31	インクルーシブ教育システムの構築	一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を目指し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用を推進します。 教職員の特別支援教育やインクルーシブ教育への理解を深める研修の実施に努めます。	指導課（学校）
32	医療的ケア児等コーディネーターの配置	コーディネーターを配置し、医療的ケア児等やその家族等からの相談対応や関係機関等へつなぐなどの支援を行い、地域のこどもの健やかな成育の推進に努めます。	障害者支援課

施策の方向 1-5 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、関係機関と連携しながら、就業に向けた支援を行うとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援、日常生活支援の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
33	保育園や学童保育所の優先利用	ひとり親家庭のこどもが、保育園や学童保育所を優先的に利用することができるよう支援します。	子育て支援課 子ども保育課
34	ひとり親家庭への相談支援	母子・父子自立支援員が、生活、子育て、就労等の相談に対し、関係機関と連携し支援します。	子ども福祉課
35	ひとり親家庭への日常生活支援	ひとり親家庭の保護者に臨時的な仕事が入った時など、家庭生活支援員が、こどもの保育をはじめとした日常生活を支援します。	子ども福祉課

施策の方向 1-6

生活困窮家庭への支援

こどもを貧困の連鎖から断ち切り、家庭の状況に左右されることなく、将来の自立した生活を確保するため、全てのこどもの学びが保障されるよう、支援を行います。

No.	事業名	事業概要	担当課
36	こどもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等のこどもに対し、学習意欲の向上、社会性の育成、将来設計の支援を実施し、高校への進学や中退防止に努め、こどもが安心して過ごせる居場所づくりを行います。また、学校生活やこどもの家庭生活の相談、学習に関する相談、こどもの進路や奨学金等の相談や情報提供を行います。	福祉総合相談課
37	就学困難な児童・生徒への学用品等の援助	就学困難な児童・生徒の学用品費等を扶助することにより、就学の援助を図ります。	学 務 課
38	就学困難な児童・生徒への給食費等の援助	要保護及び準要保護児童・生徒に対する医療費を助成します。また、準要保護児童・生徒に対する給食費の助成を行います。	保 健 体 育 課
39	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）	生活困窮者の相談に応じ、関係機関との連絡調整を行い、就労や経済的基盤の安定を図ります。	福祉総合相談課

施策の方向 1-7

外国籍のこどもや親への支援

本市における外国人住民数は増加傾向にあり、言葉や文化の違いからくる問題を解決し、外国籍のこどもや親が、安心して学校生活や日常生活を送れるよう、必要な情報の提供や相談等の支援を行います。

No.	事業名	事業概要	担当課
40	外国籍の親子に対する子育てに必要な情報提供	生活に役立つ情報の多言語化に努めるとともに、関係部署と連携し、ホームページなどによる情報配信を行います。	シティプロモーション課
41	外国籍の親子に対する子育てに必要な相談支援	多文化交流センター等において、幼稚園や保育園等の申請手続きの相談など、外国籍の保護者に対し、翻訳機やテレビ電話通訳を用いた相談支援を行います。	シティプロモーション課
42	外国籍の児童・生徒への学校生活等の支援	外国語が堪能な教育相談員が、外国籍の児童・生徒の学校生活を支援します。	指導課（学校）

基本目標 2

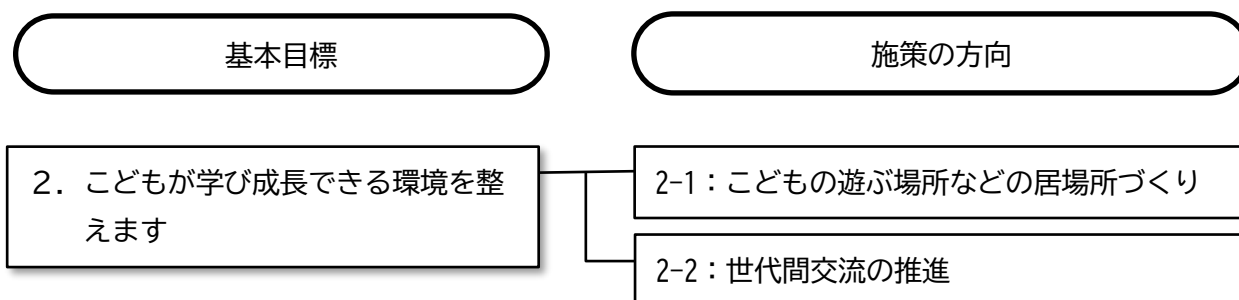
こどもが学び成長できる環境を整えます

●現状と課題

こどもたちは、遊びや文化活動を通して、仲間と力を合わせて活動することを体験し、豊かな感情を育み、人間としての「心」や健やかな「身体」を備えたり、郷土に対する関心や愛着を高めたりしていきます。しかし、少子高齢化の進行や都市化の進展により、家庭や地域社会において異世代が関わり合う機会などが減少しています。

こどもが、遊びやさまざまな人との交流、地域との関わりを通して、豊かな人間関係を築き、社会性や命の大切さなどを身につけられるよう、身近な地域において多様な体験・活動・交流ができるまちをつくることが求められています。

●施策体系



【すてっぴ 21 勝田台（勝田台南小学校併設）】



施策の方向 2-1 こどもの遊ぶ場所などの居場所づくり

こども・若者が、自尊感情・自己肯定感を育み、役割や出番を獲得できるような居場所づくりが求められています。全てのこどもに自分らしく過ごせる居場所を提供できるよう、居場所の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
43	放課後子ども教室の整備	全ての小学校において放課後子ども教室の実施を目指します。また、その中で、実施が可能な学校から、学童保育所との校内交流型に取り組んでいきます。	子育て支援課

(市全域)

単位：校

	令和6年度 (参考)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施校数	13	14	15	17	19	21

No.	事業名	事業概要	担当課
44	長期休業中の児童の居場所づくり	関係部局と連携し、学童保育所や放課後子ども教室等を活用するなど、夏休みなどの長期休業中の児童の居場所の確保に努めます。	子育て支援課
45	こどもの居場所づくり	こどもの居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の実態調査を実施し、既存施設等で利用可能な資源の発掘など、様々な手法を検討し、こどもが安心して過ごせる施設の把握に努め、併せて居場所づくりの推進に取り組みます。また、学童保育や放課後子ども教室などについてもこれまで同様に需要に応じて整備に努めます。	子育て支援課
46	都市公園の充実	こどもの居場所や遊び場の拠点の一つとして、こどもが楽しめるように、開発行為に伴う公園整備の際には、事業者に対し、幼児のボール遊びができるスペースや魅力ある遊具の配置に配慮を求めるなど、こどもの視点に立った公園づくりに努めます。	公園緑地課

こどもたちが社会の一員としての自覚を持ち、社会性や他人を思いやる心、豊かな人間性を育み、健全な人間関係を築いていくため、様々な人たちとの交流の機会を提供し、世代間の交流を推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
47	シニア世代との交流	保育園・幼稚園等での昔遊びなどを通じた、シニア世代との積極的な交流及び学校等での遊びなどへのシニア世代の積極的な参加を促進します。	子ども保育課 (幼稚園・保育園) 指導課(学校) 子育て支援課 生涯学習振興課
48	異年齢間のこどもの交流	放課後子ども教室などの開催を通して、異年齢のこどもたち同士の交流の場を提供します。	子育て支援課



基本目標 3

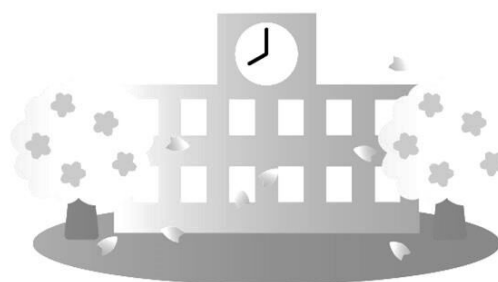
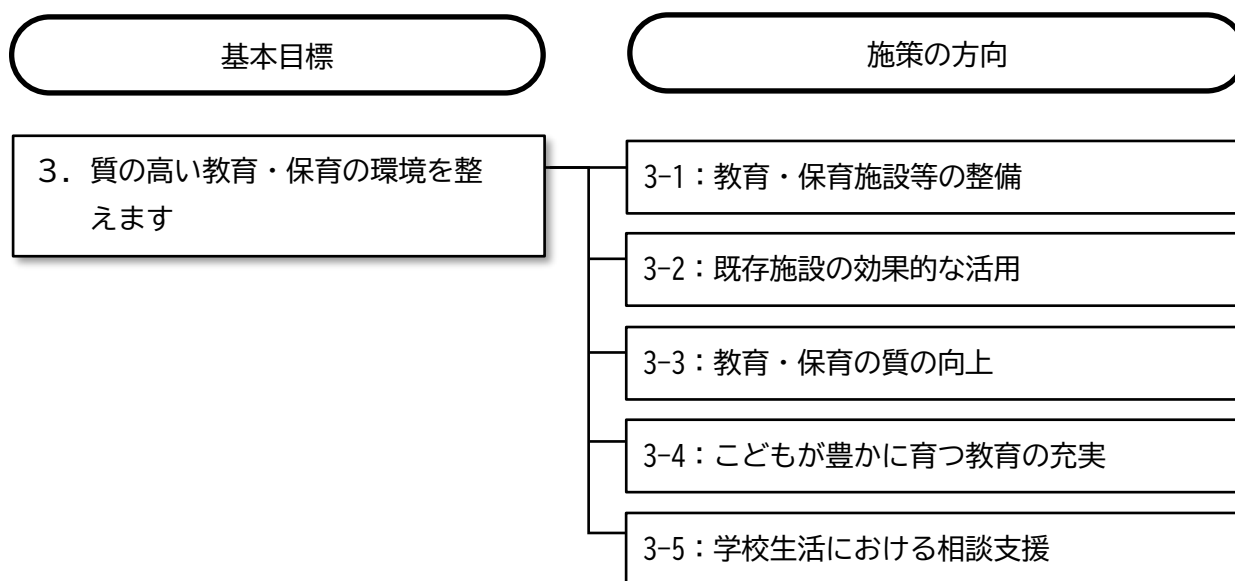
質の高い教育・保育の環境を整えます

●現状と課題

一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすことができる教育・保育により、こどもたちが健やかに、そして豊かに成長できるまちをつくることが求められています。

保護者が安心して働き続けるためには、保育の量の確保だけでなく、質の確保も重要です。また、幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児教育の役割はますます重要となっています。

●施策体系



施策の方向 3-1 教育・保育施設等の整備

全てのこどもが、発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう整備します。事業の内容及び「量の見込み（需要量）」とそれに対応する「確保方策（供給量）」については第5章に示します。

（事業 N049、50 P90～99 参照）

施策の方向 3-2 既存施設の効果的な活用

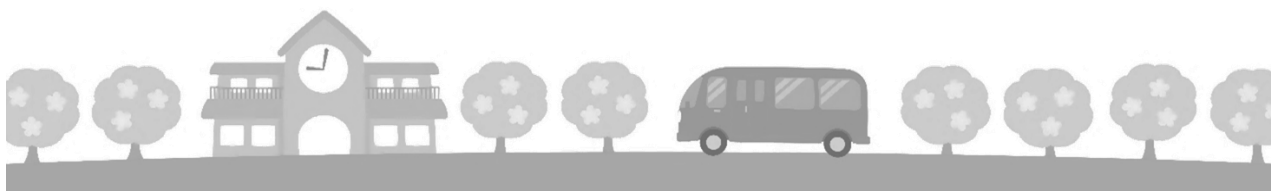
公立保育園のあり方を検討するとともに、保育園等施設の環境改善を進めるなど既存施設の効果的な活用に取り組みます。事業の内容については第5章に示します。

（事業 N051 P100 参照）

施策の方向 3-3 教育・保育の質の向上

教育・保育の質の向上に向けた取組を推進するとともに、保育士や幼稚園教諭等に研修を行い、人材の資質向上に努めます。事業の内容については第5章に示します。

（事業 N052～55 P100 参照）



健康で心豊かなこどもを育むために、一人ひとりのこどもの個性を生かし、豊かな育ちを保障する幼児教育の充実を図ります。また、こどもたちが、様々な体験ができる学習の機会を確保します。

No.	事業名	事業概要	担当課
56	教育・保育施設における幼児教育の充実	保育者主導による集団主義、協調性を重視した一斉保育から、こどもがやりたいと思う気持ちを大切に、興味に従って自ら活動を選び、目的を果たすために自ら考える非認知能力やレジリエンス（困難を乗り越え立ち直る力）などの人間力の育成を目指した教育を取り入れます。また、これらを市民に分かりやすく伝える手法を検討するほか、民間保育施設との合同研修を通じた意見交換などを通じ、保育園ごとに実施している先進的な取組を共有し、保育士等の質の向上を目指します。	子ども保育課（保育園）
57	こども向け講座等の実施	こどもを対象とした講座や子育てに関する勉強会、親子レクリエーション等を実施し、参加者に満足してもらえる事業展開に努めます。	生涯学習振興課（公民館）



いじめや不登校、ひきこもりなど、様々な問題を抱える児童・生徒の学校適応を支援するため、困ったときや悩んだときに相談できるよう、身近に相談できる体制を充実します。

No.	事業名	事業概要	担当課
58	スクールカウンセラーによる相談の実施	千葉県が配置している臨床心理に関し、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーが、児童・生徒の保護者の相談に応じ、サポートします。	指 導 課
59	不登校・ひきこもり児童生徒への支援	相談や通所による支援のほか、相談機関等へ出向くことができない児童生徒を対象にした訪問相談、カウンセラーによるカウンセリング等を通して、関係機関と連携を図りながら、問題を抱える児童生徒とその家庭を支援します。	指 導 課（教育支援センター）
60	学校生活等における相談の充実	いじめや不登校、学校生活での悩み・心配事、本人自身に関することなど、児童・生徒やその保護者からの相談に関係機関と連携して対応するとともに、様々な相談に対応できるよう、環境整備に努め、相談体制の充実を図ります。	指 導 課（教育センター）
61	非行防止等に係る相談の充実	児童・生徒の非行防止と健全育成を図るため、関係機関と連携し、児童・生徒や保護者等からの相談に対応するとともに、相談体制の充実を図ります。	指 導 課（青少年センター）



基本目標 4

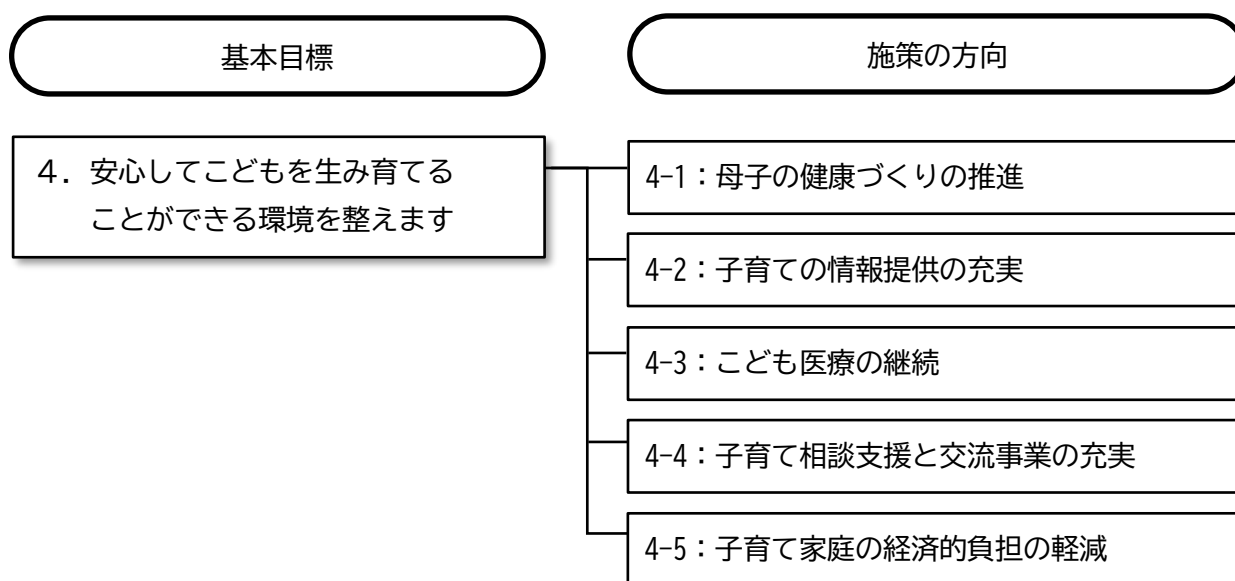
安心して子どもを生み育てることができる環境を整えます

●現状と課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を抱えている親が増えています。また、子育てや教育にかかる経済的負担は大きく、理想の数の子どもを持っていない夫婦も多くみられます。

妊娠、出産、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、保健・福祉・健康・教育などの各分野が連携して、親が、親として育つために、学習の機会や場の整備を行うなど、子どもや親を支えるまちをつくることが求められています。

●施策体系



施策の方向 4-1 母子の健康づくりの推進

安心してこどもを生み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導等の実施、相談体制の充実を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことにより、親子の健康増進を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
62	乳幼児健康診査（内科・歯科）の実施	乳幼児に対しての健康診査を通じ、健康の保持増進を図るとともに、適切な支援、療育につながるための援助を行います。	母子保健課

施策の方向 4-2 子育ての情報提供の充実

子育てについての不安や負担の軽減を図るためには、必要な時に必要な情報が得られることや、気軽に相談できる環境を整えていくことが必要です。子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、メール配信や子育て情報サイトなどの様々な媒体を活用し、見やすさと分かりやすさに配慮した情報を発信し、子育て中の家庭が必要な情報を入手しやすい環境を整備します。

No.	事業名	事業概要	担当課
63	充実した子育て情報の提供	幼稚園や保育園に関する情報のほか、子育てに関するあらゆる情報を市の子育て情報サイトに集約するとともに、見やすさと分かりやすさに配慮した上で、充実した情報の提供を行います。	子ども部各課
64	子育て情報のメール等配信	市が主催するものに関わらず、こどもや子育てに関する様々な情報をあらかじめ登録した人にメール等で配信する手段を確立し、関係各課が協働しながら、子育てに役立つ情報を積極的に配信していきます。	子ども部各課

施策の方向 4-3 こども医療の継続

こどもやその保護者が安心・安全に過ごせるよう、医療費の経済的支援を行うとともに、夜間・休日の救急医療体制の維持に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
65	子ども医療費の助成	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、0歳から高校生年代までのこどもの医療費の全部または一部を助成します。	子ども福祉課
66	小児救急医療体制の維持	夜間や休日にこどもの具合が急に悪くなったときに必要な医療が受けられるよう小児救急医療体制の維持に努め、安心してこどもを育てることができるよう支援します。	健康福祉課

施策の方向 4-4 子育て相談支援と交流事業の充実

保護者の育児不安などの軽減を図るため、相談体制を充実するとともに、地域子育て支援拠点事業と連携し、親子のふれあいや、交流の機会の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
67	子育て世代包括支援センターでの包括的な支援の実施	母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠・出産・子育てに関する包括的な相談支援を行います。また、利用者が適切な支援やサービスにつながるよう必要な支援の調整や子ども家庭総合支援拠点などの関係機関と連絡調整を行い、妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援を実施します。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター) 母子保健課 子ども福祉課 (子ども相談センター)
68	子ども家庭総合支援拠点の充実	児童虐待のほか、子育てに関するあらゆる悩みや困り事などの総合相談窓口として、18歳未満のこどもとその家庭(妊産婦含む)に対し、関係機関と連携を図りながら、充実した支援を行います。	子ども福祉課 (子ども相談センター)

No.	事業名	事業概要	担当課
69	地域子育て支援事業の推進	子ども支援センターすてっぷ21大和田・勝田台及び公立保育園3園に併設する地域子育て支援センターを拠点として、子育て支援事業を展開し、妊娠期から出産、乳幼児期までの切れ目のない支援の提供をします。また、母子保健課と地域の子育て支援者と連携を図り、安心して子育てができる地域づくりを推進します。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター) 母子保健課
70	妊娠期から子育て期の交流の機会の充実	子育ての孤立化の防止や子育て不安の解消を図るとともに、養育支援の必要な家庭の早期発見のため、妊娠期の教室や赤ちゃん広場などの交流や講座等を実施し、乳幼児の親子が地域でつながることができるよう、交流の機会を設けます。	母子保健課
71	こども家庭センター設置・運営	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」を設置し運営します。	子ども福祉課 (子ども相談センター) 母子保健課
72	地域子育て支援センターにおける支援の充実(地域子育て相談機関整備)	子ども支援センター等の身近な場所で、全ての子育て家庭やこどもが身近に相談できる地域子育て相談機関を設置し、個別ニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行いこども家庭センター等の関係機関と連携し、必要に応じて支援を継続して行います。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター) 母子保健課



【すてっぷ21 大和田（子ども子育て支援複合施設「ハルモニア」内）】

施策の方向 4-5

子育て家庭の経済的負担の軽減

こどもが、生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を整備することは社会の責務です。子育て家庭の経済的負担を軽減するために、各種の助成や給付など、子育て家庭への経済的支援を行います。

No.	事業名	事業概要	担当課
73	ひとり親家庭等への手当の支給	母子・父子家庭及び寡婦等に対して、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成金等の支給を行い、生活の安定と向上を図ります。	子ども福祉課
74	ひとり親家庭等への自立支援給付金の支給	母子・父子家庭の就労のための資格取得等を支援するため、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金を支給します。	子ども福祉課
75	児童手当の支給	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、児童手当法に基づき、児童手当を支給します。	子ども福祉課
76	特別児童扶養手当の支給	在宅で20歳未満の重度の心身障害児を監護している保護者に特別児童扶養手当を支給します。	障害者支援課
77	障害児福祉手当の支給	重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の心身障害児に障害児福祉手当を支給します。	障害者支援課
78	心身障害児福祉手当の支給	20歳未満の心身障害児の保護者に心身障害児福祉手当を支給します。	障害者支援課
79	子育て家庭の住環境の整備（市営住宅）	市営住宅を整備し、子育て家庭向けに、一般世帯用及び母子世帯用の住宅を供給します。	健康福祉課

基本目標 5

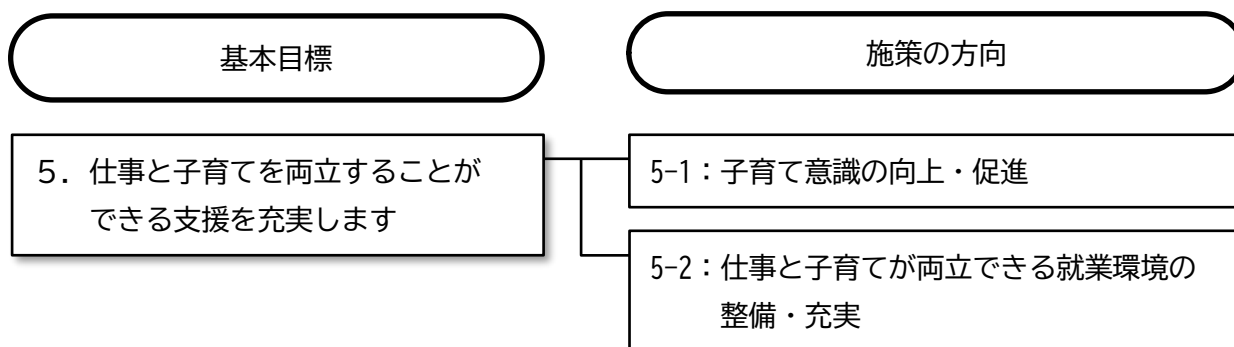
仕事と子育てを両立することができる支援を充実します

●現状と課題

国の「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

社会全体の子育てに対する理解や子育て意識の向上・促進を図り、親子が共に過ごす時間が確保され、仕事をしながら子育てする親を支えるまちを実現することが求められています。

●施策体系



施策の方向 5-1 子育て意識の向上・促進

個人だけでなく社会や企業において、男女が固定的役割分担意識にとらわれることなく、家事・育児等への参画を更に進め、主体的に仕事と生活を両立しながら暮らすことができる社会の実現に向けた啓発や取組を行います。

No.	事業名	事業概要	担当課
80	ハローベビー教室の開催	夫婦で共に子育てする意識を啓発するために、夫婦参加型の子育て教室を開催します。	母子保健課
81	男女共同の子育ての推進	夫婦で子育てする意識を啓発するため、しおり、インターネット、講座等により子育てに関する情報を提供します。また、参加しやすい行事等の実施を図ります。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター・保育園) 企画経営課 (男女共同参画センター)
82	子ども支援センター等における父親向け行事等の開催	子ども支援センター・地域子育て支援センターで、父親参加型行事等の開催を通して、父親が子どもと一緒に参加して学んだり遊んだりする機会や父親同士の交流の場を提供します。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター)

施策の方向 5-2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実

子育て期に多様で柔軟な働き方が選択でき、育児休業を取得しやすいなど、仕事と子育てが両立できるよう、子育て家庭に配慮したやさしい職場環境の整備を促進します。また、就業希望者への就業に関する情報提供に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
83	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の促進	今までの働き方を変えることによって、男女共に仕事と子育てを両立できるよう、調和のとれた働き方の意識啓発を行います。	企画経営課 (男女共同参画センター) 商工観光課
84	特定事業主行動計画の推進	仕事と育児が両立できるよう、子育て中の職員の労働環境の整備を図ります。	職員課
85	就業に関する情報提供	地域職業相談室やホームページ等により就業に関する情報を提供します。	商工観光課

基本目標 6

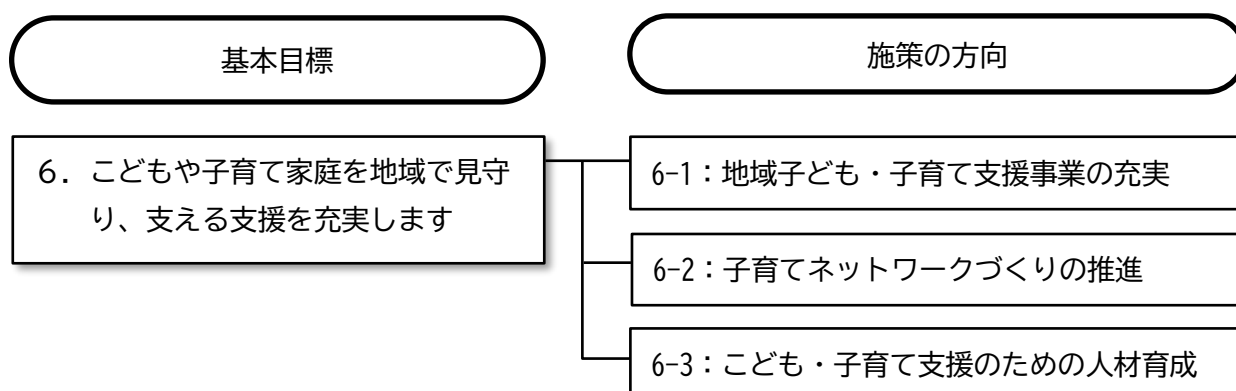
こどもや子育て家庭を地域で見守り、
支える支援を充実します

●現状と課題

こどもたちや子育て家庭が、ずっと八千代市で暮らしたい、八千代市で子育てすることが楽しいと感じられるように、こどもの成長や子育て家庭に温かいまなざしを持ち、地域全体で子育てを応援していく地域づくりを推進する必要があります。

地域における子育て支援活動においては、シニア世代や大学生などの若者世代も、子育て支援の担い手として、それぞれが持つ経験や能力を活かすことができると考えられます。地域にある豊富な人材を生かし、子育てに関する知識や経験を伝え、多様な世代がこどもに関わり、つながりが生まれるまちをつくることが求められています。

●施策体系



施策の方向 6-1 地域子ども・子育て支援事業の充実

全ての子育て家庭が、それぞれに合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業について各事業を推進していきます。事業の内容及び「量の見込み（需要量）」とそれに対応する「確保方策（供給量）」については第5章に示します。（事業 N086～104 P101～116 参照）

施策の方向 6-2 子育てネットワークづくりの推進

子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、幼稚園・保育園等が連携を強化するとともに、地域でこどもたちと子育て家庭を支える「ご近所づくり」を促進し、こどもや子育て家庭を支えていく仕組みづくりを推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
105	子育てサークル活動への支援	子ども支援センター・地域子育て支援センターの遊びと交流の広場などを通して、地域の子育てサークル活動への支援をします。	子ども保育課 （子ども支援センター・地域子育て支援センター）
106	地区青少年健全育成連絡協議会への支援	地域住民主体の青少年健全育成を推進するため、地区青少年健全育成連絡協議会の活動を支援します。	生涯学習振興課
107	家庭教育相談担当者協議会への参加	県と連携し、家庭教育やこどもに関する相談業務に携わる関係者、機関のネットワークの構築・充実を図ります。	生涯学習振興課

施策の方向 6-3

こども・子育て支援のための人材育成

多様な世代がこどもに関わり、地域全体の子育て力を高めるために、シニア世代や大学生など、地域にある豊富な人材を生かし、こども・子育て支援の担い手として育成します。

No.	事業名	事業概要	担当課
108	子育て支援ボランティアの促進	子ども支援センター・地域子育て支援センターの遊びと交流の広場などを通して、地域の子育て支援者のボランティア活動への支援を行います。	子ども保育課 (子ども支援センター・地域子育て支援センター)
109	生涯学習ボランティアバンクの推進	各分野において知識・技能及び技術を有する人材を登録し、その知識等を学びたい人に紹介する「生涯学習ボランティアバンク」を通して、市民相互の生涯学習活動を支援します。	生涯学習振興課
110	青少年指導育成事業の実施	八千代市子ども憲章の推進、各種青少年団体活動の支援、青少年問題協議会の開催など青少年健全育成のための環境づくりと指導者及び団体の育成を図ります。	生涯学習振興課



基本目標 7

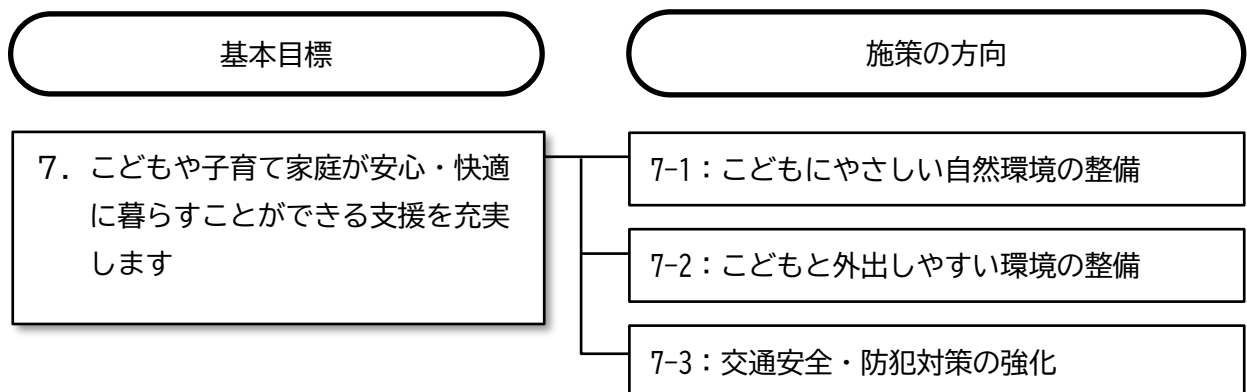
こどもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる
支援を充実します

●現状と課題

こどもたちが安全に過ごせる地域であれば、どの年代の人々も安心して暮らすことができます。また、こどもたちは豊かな自然を通して、健やかな心と身体を培っていくことができます。安全・安心な地域づくりの視点と緑・水・空気など自然環境を守る視点から、こどもたちが豊かに健やかに育つための環境について考えていく必要があります。

一方で、こども・子育て家庭の活動範囲は、年齢や状況に応じて、変化していきます。こどもと子育て家庭の生活圏を見直し、必要な施設や事業を身近で利用しやすく変えていくことが求められています。

●施策体系



施策の方向 7-1 こどもにやさしい自然環境の整備

環境汚染を未然に防止するための取組を行うとともに、八千代市の恵まれた自然環境を生かしながら、こどもたちが豊かな自然との触れ合いの中で育まれる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
111	安全で安心な生活環境の保全のための調査活動の推進	河川や大気などの定期的な調査を行い、安全で安心な生活環境の保全に努めます。	環境政策課
112	安全で安心な生活環境の保全のための啓発活動の推進	事業者・市民に、環境汚染に対する啓発を行い、安全で安心な生活環境の保全に努めます。	環境政策課
113	不法投棄対策の推進	監視カメラの設置やパトロールにより、不法投棄の防止や早期発見に努めます。	クリーン推進課
114	生物多様性保全事業（谷津・里山・ほたるの里の保全）の推進	こどもが自然の中で遊び、体験できるよう、土地所有者、市民とともに、谷津・里山等、自然環境・動植物を保全します。	環境政策課 （ゼロカーボンシティ推進室）

施策の方向 7-2 こどもと外出しやすい環境の整備

こどもを連れて気軽に外出したり、社会活動に積極的に参加したりできるよう、妊婦や子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
115	道路整備の推進	市民生活における利便性及び安全性の向上を図るため、市道等の整備に努めます。	土木建設課 土木維持課 土木管理課
116	交通安全施設整備の推進	交通事故のない安全な生活を確保するため、バリアフリーなどを考慮するとともに、道路照明灯、防護柵、区画線、反射鏡、道路標識等の交通安全施設の整備及び維持管理に努めます。	土木維持課
117	公共交通対策の推進	地域公共交通を利用する市民の誰もが、不便を感じず多方面へアクセスでき、安心して利用できる公共交通ネットワークの構築を目指します。	企画経営課 都市計画課
118	移動式赤ちゃん休憩室の貸出	小さいこどもを連れた親が安心してイベント等に参加できるよう、おむつ替えや授乳などができる移動式赤ちゃん休憩室の貸し出しを行います。	子育て支援課
119	学校運営協議会及び地域学校協働本部の推進	学校運営協議会及び地域学校協働本部の活動を推進し、「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」に努めます。	生涯学習振興課

施策の方向 7-3

交通安全・防犯対策の強化

地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進や子ども自身が自分の身を守るスキルを身につける機会の充実などを通して、子どもや子育て家庭が安全で安心して生活できる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
120	子ども 110 番の家の推進	PTA、保護者会等との連携のもと、犯罪から子どもたちを守るため、地域住民に対して、登下校や外出時等に子どもたちが犯罪に巻き込まれそうになった場合の緊急避難場所である、「子ども 110 番の家」の登録に向けた協力活動を推進します。	生涯学習振興課
121	市民防犯パトロールの促進	地域の防犯活動の一環として防犯活動を実施している団体等を支援します。	危機管理課
122	交通安全教育啓発事業の実施	学校等における交通安全教室の開催などを通して、交通事故の防止を図ります。	土木維持課
123	有害情報対策の推進	青少年が健全に成長できるように、インターネットや図書等における有害情報対策に関する啓発活動等を推進します。	生涯学習振興課 指導課（青少年センター）
124	やちよ防犯情報メールの配信	市内で発生した犯罪情報や不審者情報、防犯に役立つ情報等を電子メールで配信し、子どもたちに対する犯罪の未然防止を図ります。	危機管理課 指導課（青少年センター）
125	ネット安全教室の実施	小学生から中学生を対象にネット安全教室の実施により、ネット犯罪などから身を守るため情報提供及び教育を行います。	指導課（青少年センター）
126	子ども自身が自ら身を守るための学習プログラムの充実	学校において、歩き方教室、自転車教室、交通安全映画会、避難訓練を実施し、安全教育の推進を図ります。	保健体育課 （学校）